

「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第3条第3項第3号に基づき中小企業庁長官が定める様式（案）」に対する意見公募の結果について

令和8年6月1日
中 小 企 業 庁
経 営 支 援 課

令和8年3月30日から令和8年4月28日までの間、「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第3条第3項第3号に基づき中小企業庁長官が定める様式（案）」に対する意見公募を行いましたところ、以下の通り御意見をいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和8年3月30日（月）～令和8年4月28日（火）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 御意見の総数

1 件

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
【意見の要旨：デジタル化を口実にした「国民負担」の増大阻止】 形式的な手続きの簡素化と実効性の重視： 新たな様式や規則を定めるにあたっては、専門家（中小企業診断士等）に対し、不必要な事務負担を強いるべきではない。デジタル化は本来、手続きを「楽にする」ためのインフラであるべきだが、実際には「手続きの変更を口実にしたコスト転嫁」や「複雑化」が蔓延している。 現場の「目」を大切にする制度設計： 付け焼き刃のデータ収集のための様式変更ではなく、地域に根ざし、自転車現場を回り、泥臭く企業を支える診断士が、余計な事務作業に追われず「真のコンサルティング」に集中できる環境を整えるべきである。形式を整えるための予算があるなら、それを直接的な支援（インフラコストの低減）に回すべきである。	御意見ありがとうございます。 今回の改定案については、申請書類の提出後に必要に応じて内容確認を行っていた事項に関して、注記として説明文を追加するとともに、様式に記入欄を設けることとしたものであるため、改正内容は原案のとおりとさせていただきます。 いただいた御意見は今後の中小企業診断士制度の改正等に向けて参考にさせていただきます。

4. 当初案からの修正

意見募集を実施した際の当初案からの修正箇所は、下記のとおりです。

(別表) 企業内での診断活動について(様式18及び様式19関連)

「下請企業」を「中小受託事業者」に改める。(技術的修正)